

新成長戦略実現会議の開催について

〔平成 22 年 9 月 7 日〕
閣 議 決 定

1. 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）の実現を推進・加速するため、新成長戦略実現会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
議長 内閣総理大臣
副議長 内閣官房長官、国家戦略担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣
構成員 財務大臣並びに内閣総理大臣が指名する者、関係機関の長及び有識者
3. 会議の事務局は、議長が指名する内閣官房副長官及び国家戦略室長兼内閣府副大臣が総括し、議長が指名する内閣府大臣政務官及び経済産業大臣政務官がこれを補佐する。
4. 会議は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会の構成員は、議長が指名する。
5. 会議の庶務は、内閣府の助け及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 平成 21 年 12 月 15 日閣議決定により開催されてきた成長戦略策定会議は、廃止する。
7. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。